

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月17日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南勢拠点長事務取扱 正岡 哲治

1. 工事概要

- (1) 工事名 南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事
- (2) 工事場所 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2
国立研究開発法人水産研究・教育機構南伊豆庁舎
- (3) 工事内容 入札説明書による。
- (4) 履行期限 令和9年3月31日
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の業種「電気工事」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
〒415-0156
静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
南伊豆庁舎管理チーム
電話 0558-65-1185
FAX 0558-65-1188
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年7月31日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明

書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、翌日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5 . 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 5 日 1 4 時 0 0 分
静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎 1 8 3 - 2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
南伊豆庁舎 本館 会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和 8 年 8 月 4 日 1 7 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

6 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付する。
ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
書きし又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書書きを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B ）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

令和8年度電気設備改修工事仕様書																																															
1.	工 事 名	南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事																																													
2.	工事場所	静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2																																													
3.	工事概要	本工事は、南伊豆庁舎魚類飼育棟において、経年劣化している照明設備および支持金具類を更新し安全を確保することを目的とする。また、照明設備は蛍光灯からLEDへ更新する。 本工事は、本仕様による。																																													
4.	工事種目	<table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>種別</th><th>摘要</th><th>ヶ所数</th><th>数量</th><th>単位</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>魚類飼育棟電灯設備改修工事</td><td>改修</td><td>魚類飼育棟電灯設備</td><td>1</td><td>1</td><td>式</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考	1	魚類飼育棟電灯設備改修工事	改修	魚類飼育棟電灯設備	1	1	式																									
番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考																																								
1	魚類飼育棟電灯設備改修工事	改修	魚類飼育棟電灯設備	1	1	式																																									
5.	工期	契約締結日翌日から令和9年3月31日迄																																													
6.	一般事項	[]内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目を示す。 (1) 共通仕様 <table><tr><td colspan="2">図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。</td></tr></table> (2) 総則他、一般事項の抜粋 特記事項は、●印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。 <table><tr><td>①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]</td><td>工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。</td></tr><tr><td>②疑義に対する協議等 [1.1.8]</td><td>本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。</td></tr><tr><td>③実施工程表 [1.2.1]</td><td>工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。</td></tr><tr><td>④施工図等 [1.2.3]</td><td>工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。</td></tr><tr><td>⑤関係法令の遵守 [1.1.13]</td><td>電気設備技術基準、同基準解釈、その他関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を遵守し、工事の円滑な進行を図る。</td></tr><tr><td>⑥電気保安技術者 [1.3.2]</td><td>工事現場に電気保安技術者を配置する。（●適用する ・適用しない）</td></tr><tr><td rowspan="2">⑦施工条件 [1.3.3]</td><td>・施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ・工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示</td></tr><tr><td>・停電作業は、協議による。</td></tr><tr><td>⑧後片付け [1.3.11]</td><td>工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。</td></tr><tr><td>⑨環境への配慮 [1.4.1]</td><td>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。</td></tr></table>						図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。		①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。	②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。	③実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。	④施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。	⑤関係法令の遵守 [1.1.13]	電気設備技術基準、同基準解釈、その他関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を遵守し、工事の円滑な進行を図る。	⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（●適用する ・適用しない）	⑦施工条件 [1.3.3]	・施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ・工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示	・停電作業は、協議による。	⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。	⑨環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。																			
図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。																																															
①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。																																														
②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。																																														
③実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。																																														
④施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。																																														
⑤関係法令の遵守 [1.1.13]	電気設備技術基準、同基準解釈、その他関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を遵守し、工事の円滑な進行を図る。																																														
⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（●適用する ・適用しない）																																														
⑦施工条件 [1.3.3]	・施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ・工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示																																														
	・停電作業は、協議による。																																														
⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。																																														
⑨環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。																																														
<table><tr><td>⑩機材の品質等 [1.4.2]</td><td>本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</td></tr><tr><td>⑪養生 [1.7.1～3]</td><td>施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。</td></tr><tr><td>⑫発生材の処理等 [1.9.1]</td><td>●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・〇〇〇））</td></tr><tr><td>⑬完成図書 [1.11.1～3]</td><td>●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）</td></tr></table>								⑩機材の品質等 [1.4.2]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。	⑪養生 [1.7.1～3]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。	⑫発生材の処理等 [1.9.1]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・〇〇〇））	⑬完成図書 [1.11.1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）																																
⑩機材の品質等 [1.4.2]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。																																														
⑪養生 [1.7.1～3]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。																																														
⑫発生材の処理等 [1.9.1]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・〇〇〇））																																														
⑬完成図書 [1.11.1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）																																														
7. 共通工事 (1) 共通事項 <table><tr><td>①停電作業 [2.1.1]</td><td>事前に、停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、協議すること。</td></tr></table> (2) 仮設工事 <table><tr><td rowspan="2">①足場 [2.2.2]</td><td>本工事で設置する。</td></tr><tr><td>足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。</td></tr><tr><td>②工事用電力等 [2.2.4]</td><td>●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）</td></tr></table>								①停電作業 [2.1.1]	事前に、停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、協議すること。	①足場 [2.2.2]	本工事で設置する。	足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。	②工事用電力等 [2.2.4]	●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																	
①停電作業 [2.1.1]	事前に、停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、協議すること。																																														
①足場 [2.2.2]	本工事で設置する。																																														
	足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。																																														
②工事用電力等 [2.2.4]	●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																														
8. 電気設備工事 <table><tr><td>既存設備撤去</td><td>既設照明設備および金属ダクト、支持金具、既設電灯配線を撤去する。</td></tr><tr><td>電灯設備更新</td><td>照明器具をLED電灯に更新する。 照明器具：天井直付型 40形 一体型LEDベースライト 防湿防滴仕様 Hf蛍光灯32形高出力型2灯器具相当の照度を確保すること。</td></tr><tr><td>配線工事</td><td>電灯設備更新に伴い、配線類を更新し魚類飼育棟電灯盤へ接続する。</td></tr><tr><td>電灯架台更新</td><td>電灯吊架台を魚類飼育棟構造材から支持を取り設置する。 レースウェイ、ジャンクションボックス、支持金具は高耐食性メッキ鋼板を使用すること。 レースウェイの規格は40mm*45mmとする。 ジャンクションボックス、支持金具はレースウェイ及び照明器具に合わせて選定すること。 支持金具に振れ止めを施工すること。</td></tr><tr><td>共通事項</td><td>施工後、試運転調整を行うこと。</td></tr><tr><td>特記事項</td><td>既設支持金具が貫通しているテントの開口部は支持金具更新後養生すること。</td></tr></table>								既存設備撤去	既設照明設備および金属ダクト、支持金具、既設電灯配線を撤去する。	電灯設備更新	照明器具をLED電灯に更新する。 照明器具：天井直付型 40形 一体型LEDベースライト 防湿防滴仕様 Hf蛍光灯32形高出力型2灯器具相当の照度を確保すること。	配線工事	電灯設備更新に伴い、配線類を更新し魚類飼育棟電灯盤へ接続する。	電灯架台更新	電灯吊架台を魚類飼育棟構造材から支持を取り設置する。 レースウェイ、ジャンクションボックス、支持金具は高耐食性メッキ鋼板を使用すること。 レースウェイの規格は40mm*45mmとする。 ジャンクションボックス、支持金具はレースウェイ及び照明器具に合わせて選定すること。 支持金具に振れ止めを施工すること。	共通事項	施工後、試運転調整を行うこと。	特記事項	既設支持金具が貫通しているテントの開口部は支持金具更新後養生すること。																												
既存設備撤去	既設照明設備および金属ダクト、支持金具、既設電灯配線を撤去する。																																														
電灯設備更新	照明器具をLED電灯に更新する。 照明器具：天井直付型 40形 一体型LEDベースライト 防湿防滴仕様 Hf蛍光灯32形高出力型2灯器具相当の照度を確保すること。																																														
配線工事	電灯設備更新に伴い、配線類を更新し魚類飼育棟電灯盤へ接続する。																																														
電灯架台更新	電灯吊架台を魚類飼育棟構造材から支持を取り設置する。 レースウェイ、ジャンクションボックス、支持金具は高耐食性メッキ鋼板を使用すること。 レースウェイの規格は40mm*45mmとする。 ジャンクションボックス、支持金具はレースウェイ及び照明器具に合わせて選定すること。 支持金具に振れ止めを施工すること。																																														
共通事項	施工後、試運転調整を行うこと。																																														
特記事項	既設支持金具が貫通しているテントの開口部は支持金具更新後養生すること。																																														
9. その他 工事の手順及び詳細については、担当職員と十分に打ち合わせを行うとともに、安全対策に努め、 詳細については担当職員の指示に従うものとする。																																															
工事名：南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事																																															
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所南伊豆庁舎						日付																																									

【工事数量内訳】

項目	仕様・適用等	数量	単位	備考
1. 電灯設備更新				
照明	LDL40 2灯 防水防滴仕様	2 0	台	
電線	VVF 1.6 3C	1 5 0	m	
配線器具	2種線び（レースウェイ） 40×45 高耐食性	9 0	m	
ジャンクションボックス	一放出 40×45 高耐食性	1	個	
ジャンクションボックス	二放出 40×45 高耐食性	2	個	
ジャンクションボックス	三放出 40×45 高耐食性	3	個	
2. 撤去				
照明	LDL40 2灯 防水防滴仕様	2 3	台	
電線	VVF 1.6 3C	1 5 0	m	
配線器具	アルミダクト200×100	9 0	m	

【工事数量内訳】

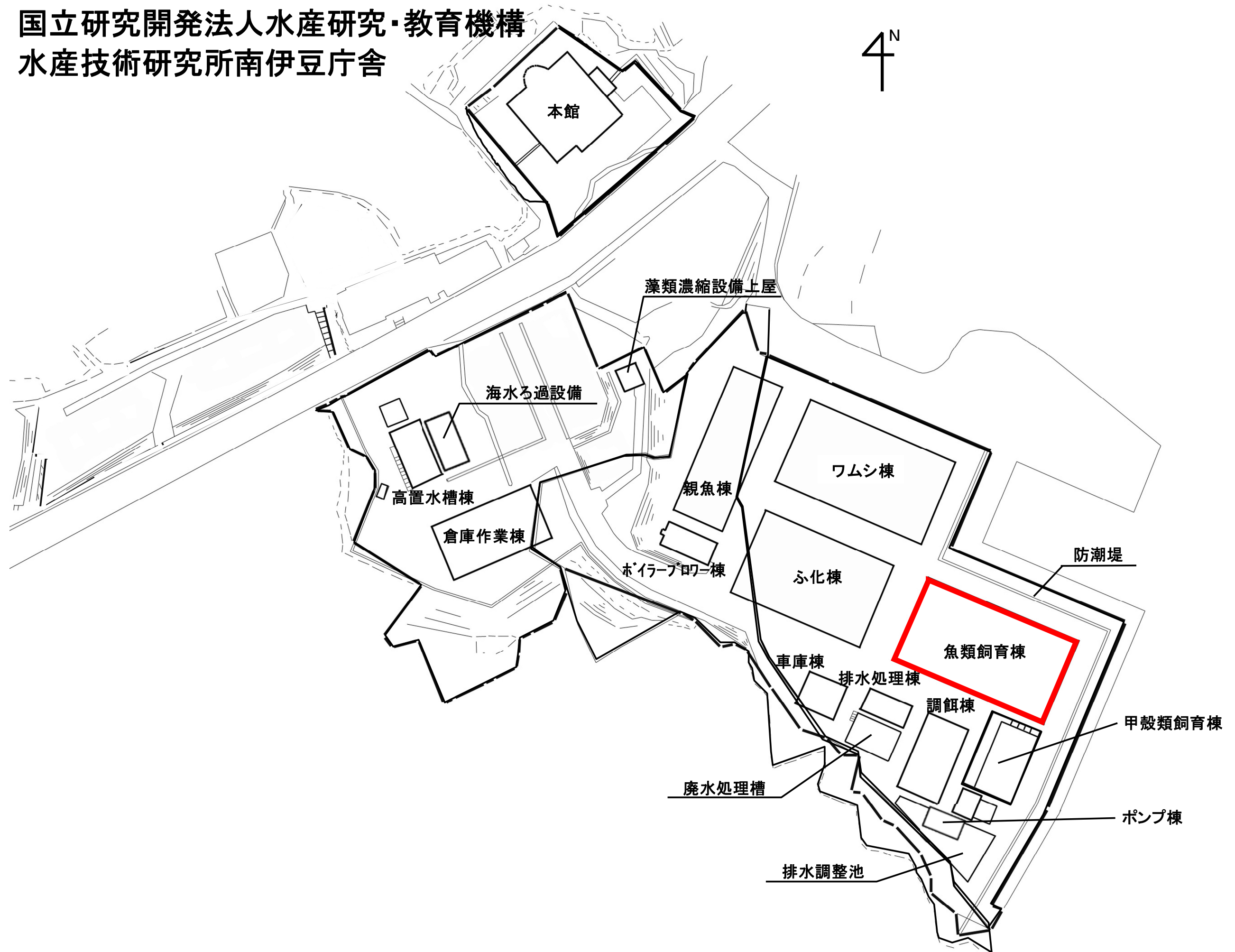
項目	仕様・適用等	数量	単位	備考

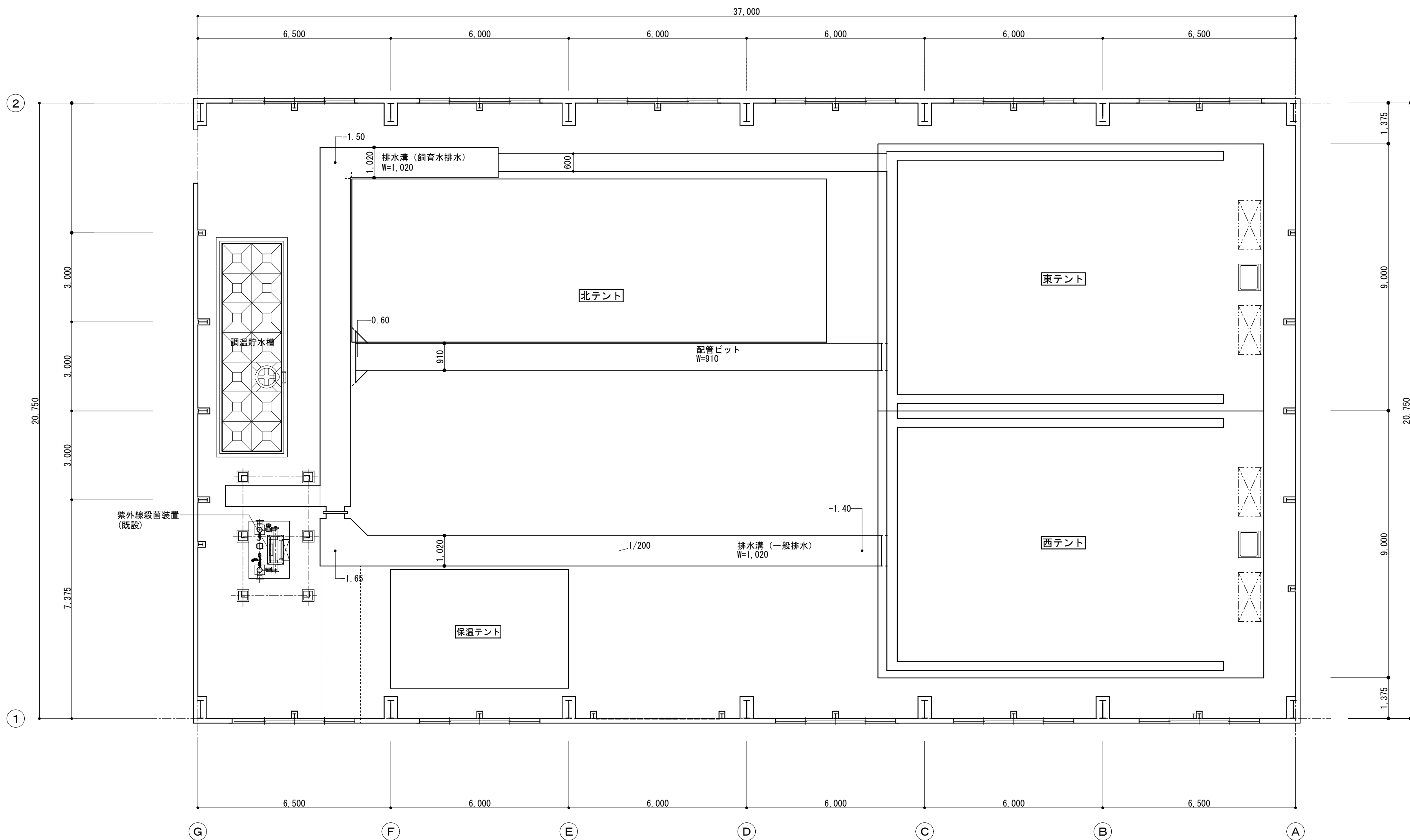
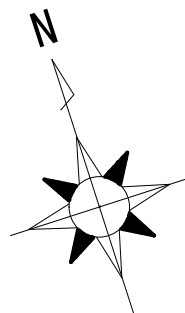
工事名：南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事

国立研究開発法人水産研究・教育機構

日付

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南伊豆庁舎





配管平面図 S=1/100

※数字はF Lからの高さ(m)を示す。

MEMO

承認 検図 設計 製図

CONSTRUCTION

南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事

DATE

R 8. 7. 1

NUMBER

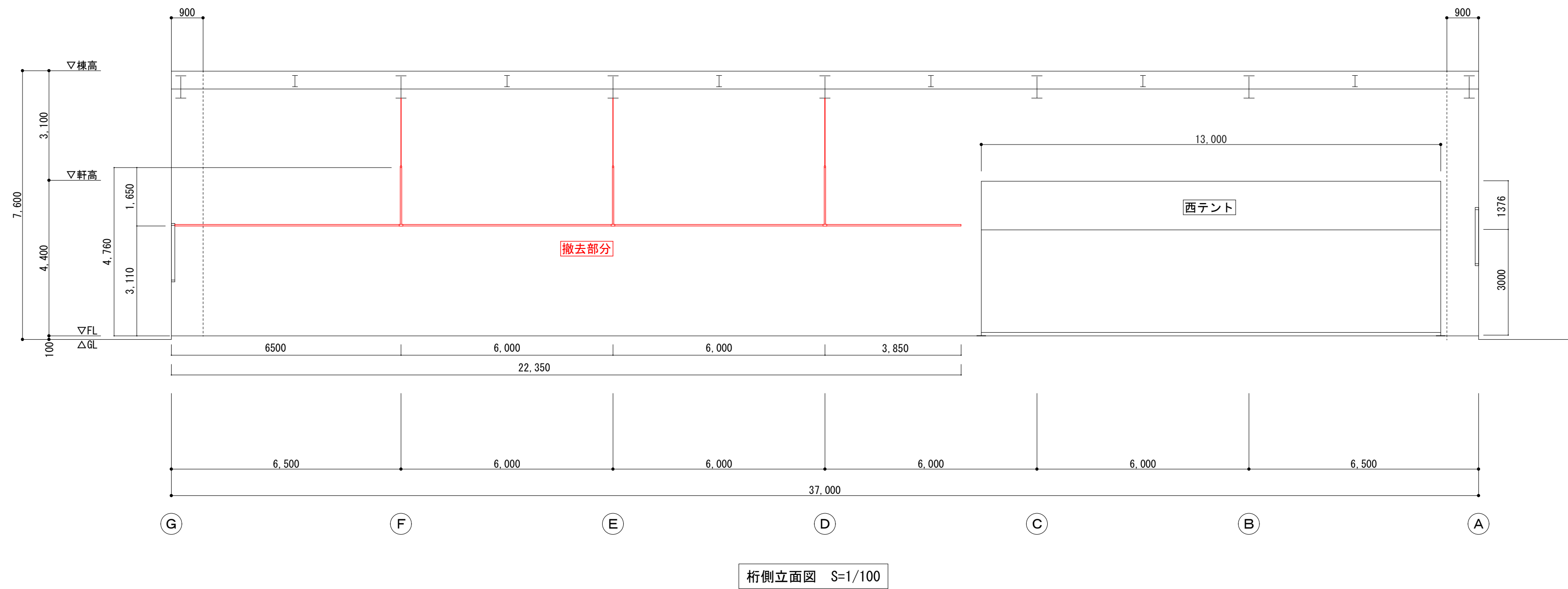
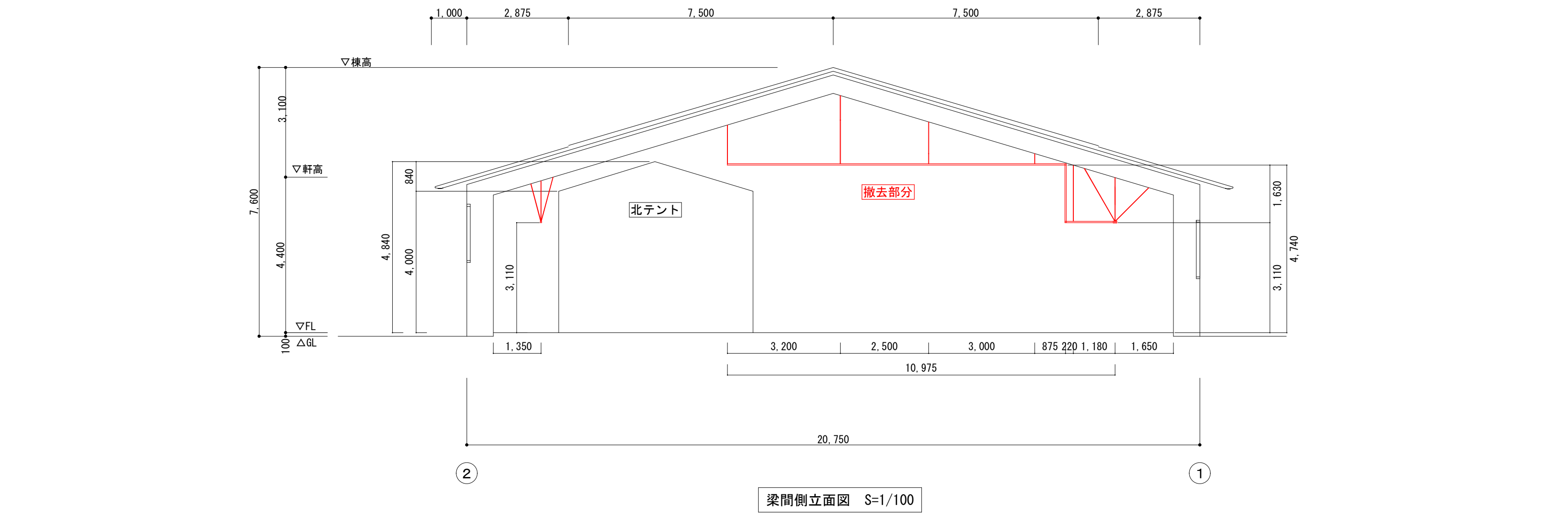
E-01 / 5

A DRAWING

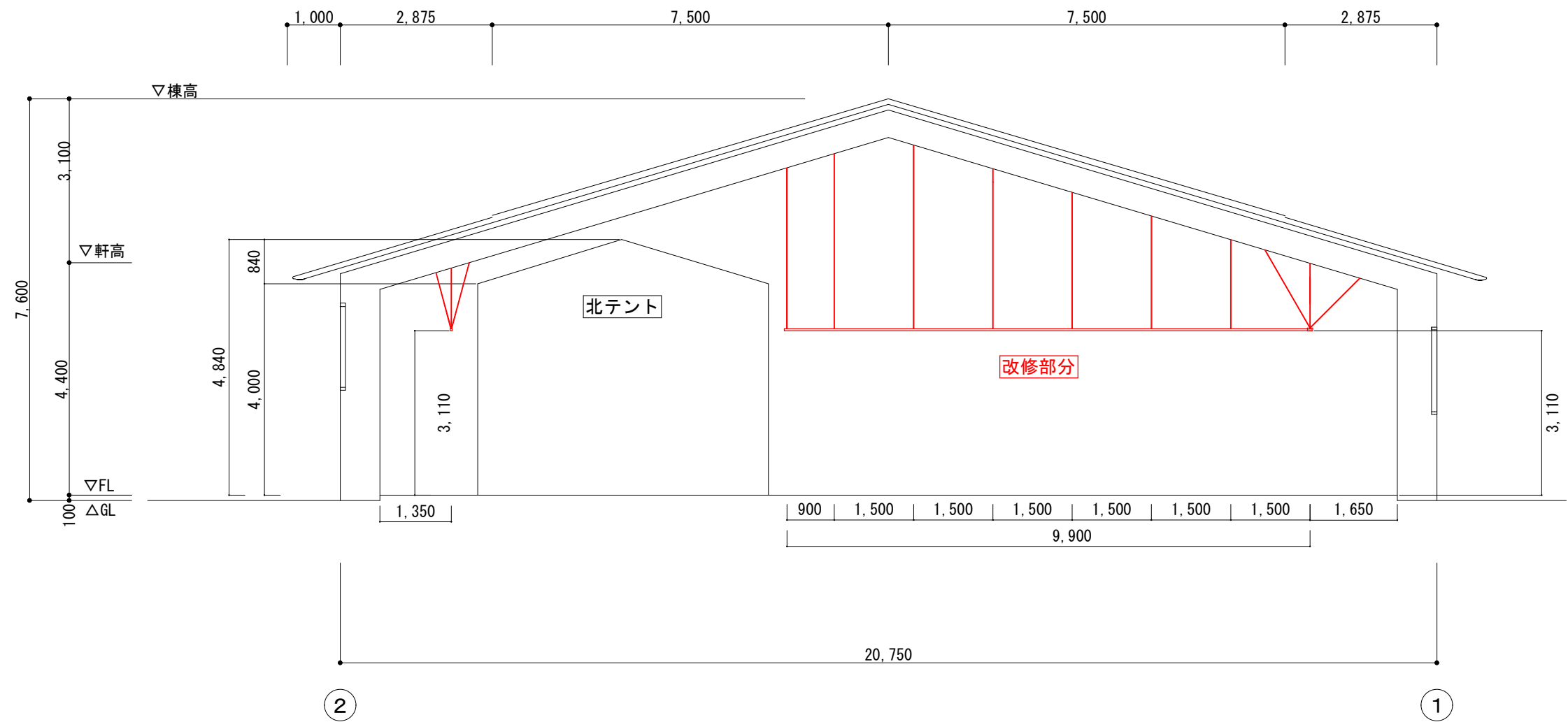
魚類飼育棟 平面図

SCALE

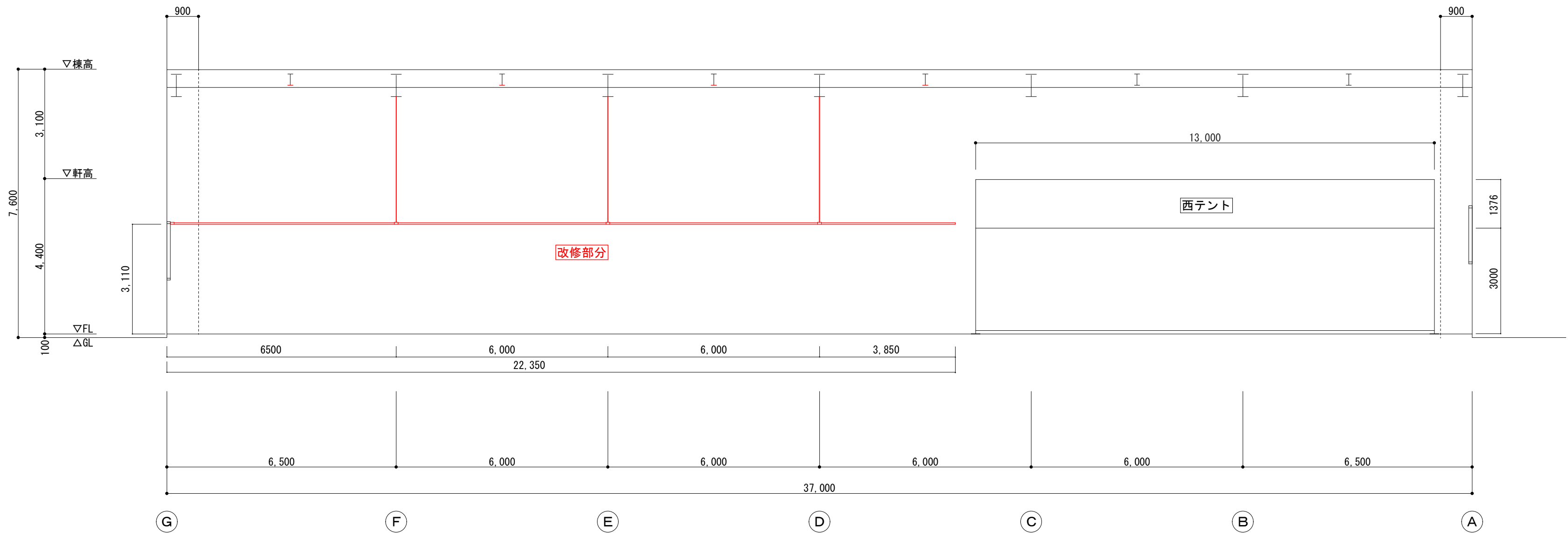
S=1/100



MEMO 赤線箇所は今回工事の撤去部分を示す		承認	検図	設計	製図	CONSTRUCTION		DATE
						南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事		R 8. 7. 1
						A DRAWING	SCALE	NUMBER
						魚類飼育棟立面図 改修前	S=1/100	E-02 / 5



梁間側立面図 S=1/100



桁側立面図 S=1/100

MEMO 赤線箇所は今回工事の改修部分を示す

承認 検図 設計 製図

CONSTRUCTION 南伊豆庁舎魚類飼育棟電灯設備改修工事

DATE R 8. 7. 1

A DRAWING 魚類飼育棟立面図 改修後

SCALE S=1/100

NUMBER E-03 / 5

